

直轄事業負担金制度に関する意見交換会についての記者会見概要

【日 時】平成21年11月2日（月） 19時05分～19時17分

【場 所】都道府県会館6階 知事室

【出席者】麻生全国知事会会長（福岡県知事）

二井直轄事業負担金プロジェクトチーム座長（山口県知事）

中川全国知事会事務総長

（事務局）

ただいまから、共同記者会見を始めさせていただきます。

本日の出席は、麻生知事会長及び直轄事業負担金問題PT座長の二井山口県知事です。

配付資料は、特にありません。

それでは、まず、二井座長からお願いいたします。

（二井座長）

皆さんお疲れでございました。今日、会議の席に皆さんおられたと思いますので、私からは細かいことは申し上げませんが、今日は国会開会中にも関わらず、前原国土交通大臣、原口総務大臣、そして山田農林水産副大臣にご出席をいただきまして、直轄事業負担金問題に関する意見交換ができましたこと、大変、意義があったことだと思っております。

特に申し合わせ事項につきまして、私から申し上げ、また各県知事からもその問題、あるいはそれ以外の問題を含めて発言があり大変良かったと思えます。

今日、成果がありましたのは、まず負担金の対象範囲等を21年度分から見直していただきたい。そして見直した上で我々が示す基準に沿って提供してもらいたいということをかねてから申し上げておりましたがなかなか進んでこなかった。今回、新政権になりまして前原大臣から事務方によく話をすることになりましたので、我々の基準に沿って正当な請求がなされるのではないかとということで、この辺に前向きな成果があったと思っております。

それから維持管理費負担金の問題については、まだ仮置きだと話がありましたけど、私どもとしては、直轄事業負担金制度そのものは長年の懸案事項ですから、今日は明確な回答は、来年度からということはありませんでしたけれども、私どもとしては是非、22年度から廃止をしていただきたいということを改めて私からも申し上げさせていただいたところ です。

それから直轄事業負担金制度の廃止については、全国知事会と新政権、同じ考え方を持っておりますから、これからこの4年間の中で具体的な工程表も示して廃止の方向で考えていくというお返事がありまして、これについては、我々としても、地方としても意見を申し上げていかなければならないだろうと思えます。

それから、会長から話がありましたように、この直轄事業負担金制度の廃止の問題は、ただこれだけの問題ではなくて、国と地方のあり方に関わる非常に大きな問題でありますから、我々としてはこの問題についてはしっかりと議論をしていかなければいけない問題であると改めて感じたところです。

以上です。

(事務局)

麻生会長、補足があったらお願いします。

(麻生会長)

我々この問題に十分準備ができていないのですが、流水占用料ですか、あれは今日、前原大臣はあの占用料の地方側が取っている部分は、地方が維持管理費を負担しているということとの関係で取っているのであるので、将来、維持管理費を負担しなくなれば地方が取る立場になくなっていくということでお話があったと思います。

それは本当にそうだろうかということです。例えば岐阜県は負担している以上を取っている。それは取り過ぎだということになるんだけど、あれは私の理解では、地方側が維持管理費を負担しているからその一部に当てるために取っていいんだということではなくて、そもそも水の管理のあり方からきている議論じゃなかったかと思いますので、この点はよく今後とも歴史的な経緯を含めまして十分議論をさせてもらわなければいけない件ではないかと思います。

この点は、総務大臣も政府内での議論は今からやるんだというふうに言っておられましたけれども、そういうふうに私の方は考えております。

<質疑応答>

(記者)

会長にお伺いします。今後の流れはどうなりますか。流水占用料の話はおいといて、負担金の今後の取り扱いとしてはいかがですか。

(麻生会長)

第一番目には、今年度分の扱いとして、前提となる情報開示がなされないといけないですね。いつまでも中途半端の状態におくのは国も困るでしょうけれども。我々もいろいろな議会とか予算との関係がありますから。

それから二番目は来年度からは維持管理費は地方側に負担を求めないという事ですから、12月の予算編成に当たりましては、それが明確に打ち出されなければなりません。それから実際に移行しますと関係法律を変えないといけないという問題が正に二井知事から話

がありました。具体的に作業をしないといけないという事ですね。

三番目の段階は負担金そのものの廃止という事に入ってきました、4年間でやっていくという話が出た訳ですが、4年間でやるにしても具体的にどういう手順なのか。これについては国側も考えるけれども、協議しながらスケジュール、中身を考えていく事を総務大臣がお話した。我々も積極的に出していかないといけない。

もう一つ四番目に言うならば、直轄負担金の問題は直ちに国と地方の在り方、地域主権の全体に大きく関係する事でありまして、特に、国の出先機関の原則廃止という事の実態的な中身を形成するものでありますから、単に直轄負担金を止めるというスケジュールだけでなく、全体としての補助金の一括交付金化と非常に関係していますけれども。全体像を我々は並行して考えて、言わばいわゆる地域主権の実態として実現していく、重要な中身として進めていかないといけない。

(記者)

流水占用料の話ですが。前原さんがかなり勉強されていて、それなりに筋は通っているなど思ったのですが、今後、知事会としてはどういう形で望むのでしょうか。

(麻生会長)

前原さんのような考え方が本当に正しいのかどうかということについて勉強しまして、自信を持って言っておられたけれども、本当にそうだろうかということをお勉強した上で、必要な意見を言っていきたいと思えます。

(記者)

直轄負担金PTでやられるのですか。

(二井座長)

提案がありますので、一応中で議論はしますけれども、維持管理費の問題と流水占用料とは額的に見ても全然違うのです。特定の地域は非常に流水占用料がある。これの廃止問題が出ると、岐阜県は30数億ですから、特定の県にかなり額が集中している話ですから。これをパラレルに維持管理費の問題と結びつけて考えるべきではないと直感的でありますと思いました。

従って、この問題は別に、やるのなら議論をしないと大変な影響が特定の地方に出てくると思えます。

(記者)

暫定税率を廃止したことの見合い財源として直轄事業負担金の廃止分を充てると新政権はそういう方針を出していますよね。

(二井座長)

我々はリンクして考える問題ではないというふうに考えている訳です。直轄事業負担金問題と。さっき少し話があったと思いますけれども、暫定税率を廃止すれば8,000億ぐらい地方の収入が減る訳です。直轄事業負担金の方は、8割は起債でやっていますから、3,000億ぐらいの額。見合いでリンクして考える話ではない訳です。従って、別の問題として議論すべきだというのが私どもの考えです。

—以上—